

全柔連発第 24-0609 号
2025 年 3 月 13 日

公益財団法人全日本柔道連盟 加盟団体 各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔 公 印 省 略 〕

国内における「少年大会特別規程」における
国際柔道連盟試合審判規程の変更に伴う組み方の緩和による罰則の取り扱いについて

拝啓 弥生の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、平素より本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国際柔道連盟試合審判規程の変更に伴い、「立ち姿勢において相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取る事」および「寝姿勢において相手の袖・下履きの裾の中に指を入れること」が認められることとなりました。

しかしながら、国内の講道館柔道試合審判規定では、蟹挟が禁止される以前から、袖や裾口に指を入れる組み方の危険性が懸念され、禁止されてきた経緯がございます。

そのため、これまで通り、国内における「少年大会特別規程」では罰則の対象といたしません。

本連盟主催の大会におきましては、2025 年 4 月 1 日より本規程を施行いたします。

関係各団体におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、関係者および選手への周知・啓発にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【想定される危険性】

・立ち姿勢

袖口を持たれた選手が強引に組み手を切る際に、袖口に指を入れた選手の指が引っかかり、脱臼や骨折を引き起こす可能性があります。

・寝姿勢

うつ伏せの相手を返す際、下履きの裾の中に指を入れて一気に持ち上げ、頭方向に返すことで、脊椎を損傷する恐れがあります。

【国内での対応】

本連盟では、発育発達段階にある小学生および中学生を危険に晒すことを防ぐため、従来通りこの組み方を認めないことといたします。

- ・立ち姿勢において、相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取った場合

→直ちに「待て、指導」を適用

- ・寝姿勢において、相手の袖・下履きの裾の中に指を入れた場合

→直ちに「待て、指導」を適用

【問い合わせ先】

公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 渡辺・多田・関口
電話 03-3818-4392 メール shinpan@judo.or.jp

国内における「少年大会特別規程」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行うものとする。

第17条（抑え込み）

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

第18条 禁止事項と罰則

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
7. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
8. 両袖を持って投げ技を施すこと。
9. 立ち姿勢において、相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取ること、下履きの裾に指を入れて組手を取ること。寝姿勢において、相手の袖・下履きの裾の中に指を入れること。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。

（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬時的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。」関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3. 〔関節技及び絞技を用いること。〕 関係

①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。

4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

5. 〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

7. 〔「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。〕 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. 〔両袖を持って投げ技を施すこと。〕 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日から実施する。

この申し合わせは、平成23年6月14日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成27年3月31日から改正し、平成27年6月1日から施行する。

この申し合わせは、平成27年11月30日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成30年3月1日から改正し、平成30年4月1日から施行する。

この特別規定は、令和3年3月15日から特別規程と改正し、施行する。

この特別規程は、2022年1月24日から改正し、2022年4月1日から施行する。

この特別規程は、2023年12月8日から改正し、2024年4月1日から施行する。

この特別規程は、2025年3月13日から改正し、2025年4月1日から施行する。